

87	建設局	都道のバリアフリー化
事業概要	<p>都道の新設・拡幅・改修などにあわせて「東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル」に基づき、歩道勾配や段差の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などに取り組んでいる。</p> <p>区市町村が定める移動等円滑化基本構想で位置づけられ、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設（駅、官公庁、福祉施設等）を結ぶ都道のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われる特定道路のバリアフリー化を推進している。</p> <p>また、基本構想が未策定であっても、将来区市町村が基本構想を策定した場合、特定道路に指定されるべき道路を想定特定道路と位置づけ、バリアフリー化を進めていく。</p>	
これまでの経過	<p>平成12年度 「交通バリアフリー法」施行  平成18年度 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）施行  平成20年度 「東京都福祉のまちづくり条例」改正</p> <p>これまで、「東京都福祉のまちづくり条例」や「交通バリアフリー法」、「バリアフリー新法」に基づいて、特定道路のバリアフリー化を進めてきた。</p> <p>現在、区市町が定める移動円滑化基本構想に位置づけられた都道の特定道路は、72kmあり、そのうち、平成21年度末で62km完了した。</p> <p>また、想定特定道路は255kmあり、そのうち、平成21年度末現在で167km完了した。</p>	
現在の進行状況	<p>平成22年度事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落合井草線（杉並区井草2丁目）</li> <li>・下柚木八王子線（八王子市子安町1丁目～子安町4丁目）</li> </ul> <p style="text-align: center;">他9か所</p> <p style="text-align: right;">計 5.2km</p>	
今後の見通し	<p>今後とも、特定道路、想定特定道路について、誰もが安全で快適に利用できるよう、都道のバリアフリー化を推進していく。</p>	
問い合わせ先	建設局 道路管理部 安全施設課	電話 03-5320-5302